

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	札幌市証明郵送センター運営業務	
発注課	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課	
選定事業者	TOPPAN(株)東日本事業本部北海道事業部	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
札幌市証明郵送センター（以下、「郵送センター」という。）は、市民の利便性向上と業務の効率化のため、札幌市10区で行っていた証明郵送業務を集約し、令和4年10月1日に開設、運営を継続している。 開設当初から、郵送センター運営業務は、複数の業務の集合体である行政事務センター（以下、「事務センター」という。）の一業務として、事務センターの包括契約（令和6年4月1日～令和11年3月31日）の受託者である上記事業者が業務を担っているが、郵送センターの運営に深刻な停滞が発生したため、現契約（令和6年4月1日～令和7年9月13日）から、事務センターとは別に上記事業者と業務委託契約を締結し、運営の円滑化に取り組んでいるところ。 現在、本業務の中で郵送センター運営の円滑化を進め、令和8年度には行政事務センターの契約内に再参入することとしており、引き続き行政事務センターの受託者である上記事業者に業務を委託することが不可欠である。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、その性質又は目的が競争入札に適さないものとして、上記事業者を随意契約の相手方として選定する。		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
出席委員	スマートシティ推進部長	朝倉 良
	行政DX推進室長	岩田 朋道
	デジタル企画課長	松島 康之
	住民情報課長	下瀬 聡
	デジタル企画課企画係長	城 彰浩

決定確認欄	令和7年9月4日	
委員長	書記	
朝倉 良	館山 慶祐	

備考1 随意契約の理由は、随意契約ガイドライン（物品・役務契約）を参考に記載すること。

備考2 予定価格が100万円以下（企画競争による場合を除く。）の場合は、出席委員欄及び決定確認欄（委員長欄及び書記欄を含む。）に斜線を引いて使用すること。